

～ 地方自治関係法制の見直し ～

- 「地方政府」を確立するためには、住民自治の側面をも拡充し、地方自治体を地域住民の意思を的確かつ鋭敏に反映する地方政治の舞台に変えていかなければならない。
- 地方自治体が経営感覚を研ぎ澄ませ、みずからの判断と責任において組織と財務のマネジメントを改革していくことができるように、地方自治関係法制についても見直しを行うことが必要。

1. 地方自治体における行政委員会の必置規制の見直し

- 地方自治体の組織のマネジメントは、地域住民によって直接に選挙された長が地域住民の意思に基づいて自主的・自立的に行うことを基本にしている。この長とは別の執行機関として行政委員会を引き続き存置していくためには、それぞれごとに、その設置を義務付けるに足りるだけの確たる根拠が存在していなければならない。
- 制度導入時から半世紀以上を経た今日、少なくとも教育委員会・農業委員会については、その設置を全国画一的に義務付けるに足りるだけの確たる根拠を見出しがたい。
- 教育委員会・農業委員会について、必置規制を見直して選択制にすべきであり、引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断できることとすべき。

2. 地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大

- 地方自治体の財政状況は、きわめて厳しく、地方自治体は従来にもまして地域住民の理解を得て財政運営を行うことを求められている。そのためには、みずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要。
- 昨今、一部の地方自治体において不適正な経理処理等が行われていたことが会計検査で判明し、適正かつ公正な財務処理を確保することが改めて強く要請。
- 政府は、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方自治体の財務会計制度の見直しに着手し、改革の方向性を国民に提示すべき。また、政府は、第29次地方制度調査会の答申の趣旨を踏まえながら、地方自治体の監査機能のあり方について明確な改革方針を打ち出すべき。

～ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 ～

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付けに係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a)(b)(c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| (a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準 | → 「廃止又は条例への委任」へ見直し |
| (b) 自治体の事務に対する国の関与(協議・同意、許認可等) | → 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し |
| (c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け | → 「廃止又は単なる奨励(「できる」等)」へ見直し |

(参考) 地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)(抜粋)

2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

(2) 地方自治法(昭22法67)

- ・ 財産区における財産等の処分等に係る都道府県知事への同意を要する協議(296条の5第2項)は、廃止する。
- ・ 財産区における不均一課税等に係る都道府県知事への同意を要する協議(296条の5第5項)は、廃止する。

3 計画等の策定及びその手続の見直し

(2) 地方自治法(昭22法67)

- ・ 市町村の基本構想の策定義務に係る規定(2条4項)は、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化する。
- ・ 広域連合の広域計画の公表に係る規定(291条の7第3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

4 その他の義務付け・枠付けの見直し

(1) 地方自治法(昭22法67)

- ・ 内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例を制定し又は改廃したときの総務大臣又は都道府県知事への届出(158条3項)は、廃止する。
- ・ 議会から予算の送付を受けた場合における総務大臣又は都道府県知事への報告(219条2項)は、廃止する。
- ・ 議会で認定された決算の総務大臣又は都道府県知事への報告(233条6項)は、廃止する。
- ・ 条例を制定し又は改廃したときの総務大臣又は都道府県知事への報告(252条の17の11)は、廃止する。
- ・ 広域連合の広域計画の構成団体の長への送付及び総務大臣又は都道府県知事への提出(291条の7第3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。